



挑戦から前進 夢のある未来へ

ふたかわ
英俊
ひでとし

〒312-0033 ひたちなか市市毛1077 TEL : 029-273-6826 FAX : 029-276-6606
E-mail: futakawa_hidetoshi@mocha.ocn.ne.jp
URL ▶ <https://www.futakawa-hidetoshi.net>



令和6年度 第2回定例会開催

茨城県議会令和6年度第2回定例会が6月4日から6月20日までの会期で開催され、令和6年度6月期の一般会計補正予算が可決承認されました。

今回は決定した補正予算と主な事業の概要について報告します。

補正予算の総額は12億2,300万円で、①防災減災対策4億8,800万円、②事業構造の転換等の促進7億3,500万円となっています。

①の防災減災対策は、災害時に機能維持が必要な病院等における再生可能エネルギーの導入支援や、建築物等震災対策、医療施設等のスプリンクラー整備に対する助成事業等となっています。

②の事業構造の転換等の促進は、運送業2024年問題対策関連事業として、DX等による業務効率化支援や賃金向上施策、インバウンド誘客促進、霞ヶ浦北浦における新たな収入源確保のための漁業者支援等です。

2024年4月から始まった運送業の時間外労働規制における諸課題については、人員不足、エネルギー価格高騰等が大きな課題となっており、国の施策と併せて県や市町村における施策の展開が必要となっています。今回の施策については業務効率の向上を支援するものであり必要な事業と考えますが、人手不足等への対応はまだまだ必要なものと考えます。

また、近年多発する自然災害への対応としての災害発生時の機能維持や地震時の被害抑制のための耐震化促進は重要であり、旧耐震基準の住宅に対する耐震診断の促進は、能登半島地震の状況を踏まえ住宅における耐震化促進のための切っ掛けになるものと期待します。



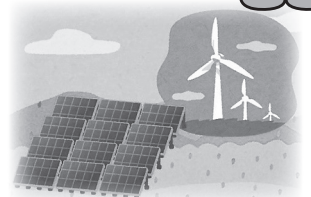
令和6年度 6月補正予算	会計名	当初予算額	6月補正	合計
	一般会計	1兆2,511億9,000万円	12億2,300万円	1兆2,524億1,300万円



令和6年度6月補正予算の主な事業と予算（※一部抜粋）

1. 防災・減災対策 4億8,800万円

- ①再生可能エネルギー導入レジリエンス強化関連事業・・・4億400万円
(災害時に機能維持が必要な病院等における再生可能エネルギーの導入支援)
- ②建築物等震災対策事業・・・1,300万円
(旧耐震基準の木造住宅における耐震診断の実費経費に対する補助)
- ③医療施設スプリンクラー等緊急整備助成事業・・・7,100万円
(病院、有床診療所におけるスプリンクラー等の機器整備に対する補助)



2. 事業構造の転換等の促進 7億3,500万円

- ①運送業2024年問題対策関連事業・・・5,000万円
(貨物運送・乗合バス事業者が行うDX等による業務効率化に対する支援)
- ②いばらき業務改善奨励金事業・・・4,200万円
(賃金を30円以上引上げ990円以上とし、国の業務改善助成金を受ける事業者に対する上乗せ補助)
- ③重点市場インバウンド誘客促進事業・・・2億5,000万円
(ゴルフツーリズムやプロモーションによる観光事業者(宿泊・交通事業者等)の支援)
- ④花絶景観光支援事業・・・1億円
(花絶景を切り口としたコンテンツ造成支援等、国内外からの誘客促進)
- ⑤霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業・・・3,100万円
(新たな収入源の確保のため漁法の多角化に取り組む漁業者に対する支援)
- ⑥共同物流拠点施設整備事業・・・2億6,200万円
(青果物等の共同配送に必要な物流拠点の施設整備に対する補助)



議員提案条例を制定

今回の定例会では議員提案による「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」が上程され、付託された保健福祉医療委員会と関係する文教警察委員会による連合審査会が実施されました。

本条例は、健康づくりについて基本理念等を定め、県の責務・県民等の役割を明らかにすることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、県民一人一人が様々な場において、生涯にわたりウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる社会の実現と健康寿命の延伸に寄与するものとしています。



文教警察委員会のメンバーとして審査会に臨みましたが、本条例における取組みでは、教育現場における指導の重要性、一定程度の専門知識の習得などが挙げられており、教育現場への負荷が高くなる懸念もあるため、教育現場からの意見聴取の状況や専門家派遣による負荷軽減及び教育の充実などに関して質問および条例制定後の具体施策への提案などを行いました。

今後、本条例に則り、各種計画及び施策の展開がなされるため、その内容を確認していくとともに、県民の皆さんが健やかな生活を送ることができる茨城県をめざして取組みます。

茨城県健康長寿日本一を目指す条例【概要版】

1 目的 (第1条)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりについて基本理念等を定め、県の責務・県民等の役割を明らかにすることにより、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進 ○県民一人一人が様々な場において、生涯にわたって、ウェルビーイングで生き生きと暮らし活躍できる地域社会の実現と健康寿命の延伸に寄与 																																
2 定義 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間 ○健康づくり：全ての県民が健やかで心豊かに暮らすことができるよう、栄養及び食生活並びに運動、休養、喫煙、飲酒、歯及び口腔の健康に関する生活習慣の改善等に主体的に取り組むこと 																																
3 基本理念 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりは、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。 (1) 県民が生き生きと暮らすことができるよう、県民一人一人の心身の健康の保持及び増進を図るための取組であって、その年齢、心身の状態等に応じ、生涯にわたって行うこと。 (2) 県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることに鑑み、県民の相互の協力の下、社会全体として推進すること。 (3) 保健、医療その他関連分野における予防医学等の専門的な知見に基づき、県民総参加により推進すること。 																																
4 各主体の役割等 (第4条-第8条)	○県の責務（総合的かつ計画的な施策の策定等）、市町村との連携協力等、県民・健康づくり関係者・事業者の役割を明確化																																
5 基本計画 (第9条)	○県民の健康づくりを効果的に推進するための計画を策定																																
6 基本的施策 (第10条-第25条)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 調査研究等 (第10条)</td> <td>(2) 生活習慣病の予防等 (第11条)</td> </tr> <tr> <td>○情報の収集・分析・調査研究、市町村における情報の収集等の協力等</td> <td>○健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備等</td> </tr> <tr> <td>(3) 認知症の予防等 (第12条)</td> <td>(4) フレイルの予防及び改善 (第13条)</td> </tr> <tr> <td>○診断、治療等を受診しやすい環境の整備、正しい知識の普及啓発・理解の増進等</td> <td>○相談体制の整備、普及啓発等</td> </tr> <tr> <td>(5) オーラルフレイルの予防及び改善 (第14条)</td> <td>(6) 感染症の予防 (第15条)</td> </tr> <tr> <td>○歯科検診等を受診しやすい環境の整備、普及啓発等</td> <td>○感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発等</td> </tr> <tr> <td>(7) 栄養学等に関する知識の習得等 (第16条)</td> <td>(8) 運動の習慣化の推進等 (第17条)</td> </tr> <tr> <td>○栄養学及び食育に関する知識の習得の指導、食事・飲酒に関する普及啓発等</td> <td>○筋肉トレーニング等の運動を実践しやすい環境整備、運動を行う習慣の定着の推進等</td> </tr> <tr> <td>(9) 適切な休養等 (第18条)</td> <td>(10) 心の健康の保持等 (第19条)</td> </tr> <tr> <td>○日常生活における適切な休養・睡眠の重要性に関する普及啓発等</td> <td>○相談体制の整備・普及啓発等</td> </tr> <tr> <td>(11) 高齢者の健康づくり (第20条)</td> <td>(12) 女性の健康づくり (第21条)</td> </tr> <tr> <td>○健康づくりに関する普及啓発、高齢者が過ごしやすい居場所づくり、環境整備等</td> <td>○女性に特有の問題を解決し、自ら健康の保持・増進に取り組むための環境整備等</td> </tr> <tr> <td>(13) 県民の理解の促進 (第22条)</td> <td>(14) 人生会議に関する普及啓発 ((第23条)</td> </tr> <tr> <td>○健康づくりの重要性についての県民の理解・関心を深めるための情報の提供等</td> <td>○人生会議についての県民の理解・関心を深めるための普及啓発、人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>(15) 健康づくりに関する教育の推進 (第24条)</td> <td>(16) 人材の確保及び育成 (第25条)</td> </tr> <tr> <td>○乳幼児期から健康な生活習慣を身に付けるための学校等における教育の推進等</td> <td>○健康づくりに関する専門的な人材の確保・育成等</td> </tr> </table>	(1) 調査研究等 (第10条)	(2) 生活習慣病の予防等 (第11条)	○情報の収集・分析・調査研究、市町村における情報の収集等の協力等	○健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備等	(3) 認知症の予防等 (第12条)	(4) フレイルの予防及び改善 (第13条)	○診断、治療等を受診しやすい環境の整備、正しい知識の普及啓発・理解の増進等	○相談体制の整備、普及啓発等	(5) オーラルフレイルの予防及び改善 (第14条)	(6) 感染症の予防 (第15条)	○歯科検診等を受診しやすい環境の整備、普及啓発等	○感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発等	(7) 栄養学等に関する知識の習得等 (第16条)	(8) 運動の習慣化の推進等 (第17条)	○栄養学及び食育に関する知識の習得の指導、食事・飲酒に関する普及啓発等	○筋肉トレーニング等の運動を実践しやすい環境整備、運動を行う習慣の定着の推進等	(9) 適切な休養等 (第18条)	(10) 心の健康の保持等 (第19条)	○日常生活における適切な休養・睡眠の重要性に関する普及啓発等	○相談体制の整備・普及啓発等	(11) 高齢者の健康づくり (第20条)	(12) 女性の健康づくり (第21条)	○健康づくりに関する普及啓発、高齢者が過ごしやすい居場所づくり、環境整備等	○女性に特有の問題を解決し、自ら健康の保持・増進に取り組むための環境整備等	(13) 県民の理解の促進 (第22条)	(14) 人生会議に関する普及啓発 ((第23条)	○健康づくりの重要性についての県民の理解・関心を深めるための情報の提供等	○人生会議についての県民の理解・関心を深めるための普及啓発、人材の育成等	(15) 健康づくりに関する教育の推進 (第24条)	(16) 人材の確保及び育成 (第25条)	○乳幼児期から健康な生活習慣を身に付けるための学校等における教育の推進等	○健康づくりに関する専門的な人材の確保・育成等
(1) 調査研究等 (第10条)	(2) 生活習慣病の予防等 (第11条)																																
○情報の収集・分析・調査研究、市町村における情報の収集等の協力等	○健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備等																																
(3) 認知症の予防等 (第12条)	(4) フレイルの予防及び改善 (第13条)																																
○診断、治療等を受診しやすい環境の整備、正しい知識の普及啓発・理解の増進等	○相談体制の整備、普及啓発等																																
(5) オーラルフレイルの予防及び改善 (第14条)	(6) 感染症の予防 (第15条)																																
○歯科検診等を受診しやすい環境の整備、普及啓発等	○感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発等																																
(7) 栄養学等に関する知識の習得等 (第16条)	(8) 運動の習慣化の推進等 (第17条)																																
○栄養学及び食育に関する知識の習得の指導、食事・飲酒に関する普及啓発等	○筋肉トレーニング等の運動を実践しやすい環境整備、運動を行う習慣の定着の推進等																																
(9) 適切な休養等 (第18条)	(10) 心の健康の保持等 (第19条)																																
○日常生活における適切な休養・睡眠の重要性に関する普及啓発等	○相談体制の整備・普及啓発等																																
(11) 高齢者の健康づくり (第20条)	(12) 女性の健康づくり (第21条)																																
○健康づくりに関する普及啓発、高齢者が過ごしやすい居場所づくり、環境整備等	○女性に特有の問題を解決し、自ら健康の保持・増進に取り組むための環境整備等																																
(13) 県民の理解の促進 (第22条)	(14) 人生会議に関する普及啓発 ((第23条)																																
○健康づくりの重要性についての県民の理解・関心を深めるための情報の提供等	○人生会議についての県民の理解・関心を深めるための普及啓発、人材の育成等																																
(15) 健康づくりに関する教育の推進 (第24条)	(16) 人材の確保及び育成 (第25条)																																
○乳幼児期から健康な生活習慣を身に付けるための学校等における教育の推進等	○健康づくりに関する専門的な人材の確保・育成等																																
7 その他	○年次報告 (第26条) ○推進体制の整備 (第27条) ○財政上の措置 (第28条)																																
8 施行日	公布の日																																

編集後記

～地域の安心安全な生活を守っていきます～

④気候変動の影響が、梅雨の状況が変わってきている⑤雨の降り方が従来の梅雨ではなく、短期間にまとまって降るため、これまで発生していなかった地域での水害が懸念され、行政が行っている雨水対策を超える雨量が短時間で降ることにより、小規模河川や農業用水などが氾濫し局所的な浸水被害も発生してしまう⑥住んでいる地域、住宅の周辺にどのような水害リスクがあるかを確認し、万が一の際に慌てる事が無いよう、事前の備えをしていただきたいと思います⑦また、近年の災害発生の状況を踏まえて、これまでの施策を見直し、新たな取組みを進めていくことが重要となっているため、地域の安心安全な生活を守る施策について取組んでいく所存である(F)